

# 徳島県 ユニバーサルデザインによる まちづくりの推進に関する条例

## 『協議書』の記入方法と『整備基準』の解説等 ◆小規模建築物（用途面積100㎡未満）の場合◆

- |   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 特定生活関連施設のチェック項目一覧表 | P1  |
| 2 | 協議書の記入方法（様式その2）    | P2  |
| 3 | 整備基準の解説（様式その2）     | P3～ |

平成29年3月

1 特定生活関連施設のチェック項目一覧表

特定生活関連施設のチェック項目一覧表

◆小規模建築物（用途面積100㎡未満）の場合◆

●印の項目について、チェックが必要となる。

種類	生活関連施設 (整備基準への適合努力義務)	特定生活関連施設 (事前協議の義務)	整備基準の項目					
			1	2	3	4	5	6
			出入口	廊下等	階段	便所	敷地内の通路	利用者の意見を聴くための措置
建築物	官公庁施設	国・県・市町村等の庁舎等	●	●	●	●	●	●
	社会福祉施設等	身体障害者社会参加支援施設	●	●	●	●	●	●
		障害者支援施設、ケアホーム、福祉ホーム	●	●	●	●	●	●
		老人福祉施設・有料老人ホーム	●	●	●	●	●	●
		介護老人保健施設	●	●	●	●	●	●
		児童福祉施設	●	●	●	●	●	●
		保護施設	●	●	●	●	●	●
		婦人保護施設	●	●	●	●	●	●
		母子福祉施設	●	●	●	●	●	●
		隣保館等	●	●	●	●	●	●
		グループホーム	●	●	●	●	●	●
		医療施設等	病院、診療所、助産所	●	●	●	●	●
	教育施設	学校、専修学校・各種学校	●	●	●	●	●	●
		自動車教習所	●	●	●	●	●※1	●
		公共職業能力開発施設、職業訓練施設	●	●	●	●	●	●
	文化施設	公民館、図書館、博物館、美術館、動物園等	●	●	●	●	●	●
	金融機関等の施設	銀行の本店、支店、営業所	●	●	●	●	●	●
		貸金業者の営業所、事務所	●	●	●	●	●	●
		郵便局	●	●	●	●	●	●
	公益事業施設	ガス、電力会社等の支店、営業所	●	●	●	●	●	●
		電気通信事業の事務所	●	●	●	●	●	●
	環境衛生施設	火葬場	●	●	●	●	●	●
	公共交通機関の施設	駅舎、バスターミナル、(船舶)旅客施設、空港ビル	●	●	●	●	●	●
その他の施設	集会場、公会堂等	●	●	●	●	●	●	
	結婚式場、葬祭式場等	●	●	●	●	●	●	
	神社、寺院又は教会等	●	●	●	●	●※1	●	

※1 「段を設ける場合の点状ブロック等の敷設」の基準細目を除く。

## 2 協議書の記入方法（様式その2）

その2

特定生活関連施設新築等協議書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

Ⓜ

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例第22条第1項の規定により、特定生活関連施設の新築等（施設の用途の変更）の計画について協議します。

	特定生活関連施設の所在地	
	特定生活関連施設の名称	
①	主 要 な 用 途	
②	構 造 及 び 階 数	造 地上 階, 地下 階
③	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	延 べ 面 積	用途 ( ) ④ ⑤ m <sup>2</sup>
		用途 ( ) m <sup>2</sup>
		用途 ( ) m <sup>2</sup>
		用途 ( ) m <sup>2</sup>
		そ の 他 m <sup>2</sup>
		合 計 m <sup>2</sup>
	特定生活関連施設の整備状況	別紙のとおり
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
設 計 者	氏 名 及 び 電 話 番 号	(電話番号)
	事 務 所 の 所 在 地	
施 工 者	氏 名 及 び 電 話 番 号	(電話番号)
	事 務 所 の 所 在 地	
	事 務 所 の 名 称	

※ 受理番号	第 号	※ 受理年月日	年 月 日
--------	-----	---------	-------

備考

- この様式は、小規模建築物について、徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例第22条第1項の規定による協議をする場合に使用すること。
- ※印の欄には、記入しないこと。

①「主要な用途」欄には、当該協議の対象となる特定生活関連施設の用途（規則別表第1の施設名）を記入してください。

②「構造及び階数」欄には、当該協議の対象となる特定生活関連施設の構造及び階数を記入してください。

③「工事種別」欄には、当該協議の対象となる特定生活関連施設の工事種別を記入してください。なお、大規模の修繕、大規模な模様替え及び用途変更の場合は、その他に記入してください。

④「延べ面積」欄の「用途」は、当該協議の対象となる特定生活関連施設とそれ以外に区分して、それぞれの用途を記入してください。

⑤「延べ面積」欄の「面積」は、当該協議の対象となる特定生活関連施設とそれ以外に区分して、それぞれの面積を記入してください。

### 3 整備基準の解説（様式その2）

別紙

#### （整備基準チェックリスト） 特定生活関連施設の整備状況

1. 出入口 ※この項目は、各出入口を設ける場合に記入してください。

整備基準	整備状況
① 地上出入口のうち、整備基準に適合する1以上の出入口	有効幅員（80cm以上） 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 ④ 形式（ ） 適 ・ 否 ⑤ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 適 ・ 否
② 駐車場出入口のうち、整備基準に適合する1以上の出入口	有効幅員（80cm以上） 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 形式（ ） 適 ・ 否 ⑤ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 適 ・ 否
③ 室出入口のうち、整備基準に適合する1以上の出入口	有効幅員（80cm以上） 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 形式（ ） 適 ・ 否 ⑤ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 適 ・ 否

2. 廊下等 ※この項目は、廊下等を設ける場合に記入してください。

整備基準	整備状況
滑りにくい材料による仕上げ	適 ・ 否
⑥ 整備基準に適合する各地上出入口及び各駐車場出入口	有効幅員（120cm以上） ⑦ ⑨ cm
⑧ 各室出入口に於ける高低差がある場合における傾斜路の設置及びその勾配（1/12以下、高低差が16cm以下の場合には1/8以下）	高低差がある場合における傾斜路の設置及びその勾配 ⑩ 適 ・ 否 勾配

3. 階段 ※この項目は、階段を設ける場合に記入してください。

整備基準	整備状況
⑪ 主たる階段の回り階段の不設置	適 ・ 否
滑りにくい材料による仕上げ	適 ・ 否
⑫ 踏面とけこみ及び段鼻との識別のしやすさ	適 ・ 否
⑬ つまづきにくい構造	適 ・ 否
手すりの設置	適 ・ 否

4 便所

整備基準	整備状況
便所の数	簡所

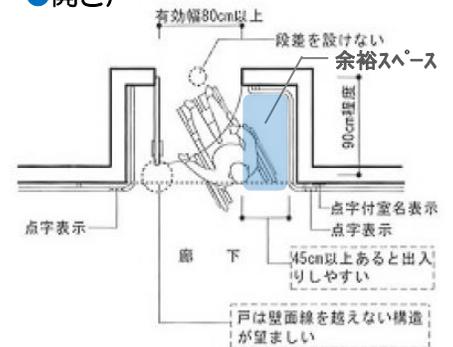
①「地上出入口」とは、直接地上に通ずる出入口をいいます。なお、避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。）が複数ある場合は、それぞれの階に整備基準を満たす1以上の出入口が必要となります。

②「駐車場出入口」とは、百貨店の地下に駐車場がある場合などで、直接駐車場に通ずる出入口をいいます。

③「室出入口」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者若しくは障害者で日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（以下「高齢者、障害者等」という。）が利用する各室の出入口をいいます。

④「車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式」とは、自動ドア、手動の引き戸としています。なお、開き戸とする場合は、扉を円滑に操作できるよう余裕スペースを確保するものとします。また、回り扉は設置しないことが望ましい。

#### （参考図） ●開き戸



⑤「車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置」とは、車いす使用者が楽に通過できるよう段のある敷居や溝などを設けないようにします。ただし、次の場合を除きます。

- (1)屋外に面する地上出入口で、雨仕舞いの点から、高低差2cm程度以内で丸みを持たせた段とする場合。
- (2)屋内の室出入口等で、高低差1cm程度以内で丸みを持たせた段とする場合。

⑥「整備基準に適合する各地上出入口」とは、地上出入口の整備基準（有効幅員、戸の構造及び形式、段の不設置）を満たす各地上出入口をいいます。

⑦「（整備基準に適合する各）駐車場出入口」とは、駐車場出入口の整備基準（有効幅員、戸の構造及び形式、段の不設置）を満たす各駐車場出入口をいいます。

⑧「（整備基準に適合する各）適合室出入口」とは、室出入口の整備基準（有効幅員、戸の構造及び形式、段の不設置）を満たす各室出入口をいいます。

⑨「120cm以上」とは、歩行者が横向きとなればと車いす使用者がすれ違える寸法です。

⑩「高低差がある場合」（段を設ける場合）には、傾斜路等を設置し、車いす使用者が通過できるようにしてください。

⑪「回り階段」とは、らせん階段や回り段を設ける場合などをいいます。

⑫「踏面とけこみ及び段鼻との識別のしやすさ」とは、段鼻とその周囲との明度、色相又は彩度の差などにより見分けやすい場合とします。

⑬「つまづきにくい構造」とは、蹴込み板のない階段や透明なガラス板の階段など以外をいいます。

便所の出入口	①	有効幅員（80cm以上）	cm
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 ・ 否 形式（ ）
出入口	①	有効幅員（80cm以上）	cm
		車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式	適 ・ 否 形式（ ）
以上の便房	②	腰掛便座，手すり等の適切な配置	適 ・ 否 設置設備（ ）
		十分な床面積の確保	適 ・ 否 長辺 cm × 短辺 cm
③ 操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置			適 ・ 否

5. 敷地内の通路 ※この項目は、敷地内の通路を設ける場合に記入してください。

整備基準	整備状況	
滑りにくい材料による仕上げ	適 ・ 否	
④ 段を設ける場合における当該段の整備状況	手すりの設置（両側）	適 ・ 否
	主たる段の回り段の不設置	適 ・ 否
	滑りにくい材料による仕上げ	適 ・ 否
	踏面とけこみ及び段鼻との識別のしやすさ	適 ・ 否
	つまずきにくい構造	適 ・ 否
	⑤ 点状ブロック等の敷設（教習所，遊技場，自動車庫，共同住宅等及び社寺等以外の施設の場合に記入すること。）	適 ・ 否
整備基準に適合する各地上出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路	有効幅員（120cm以上，段併設の場合は90cm以上）	cm
	高低差がある場合における傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	<input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> 車いす使用者用特殊構造昇降機
	⑥ つえ，車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置	適 ・ 否
傾斜路及びその踊場	有効幅員（120cm以上，段併設の場合は90cm以上）	cm

①多機能便所の出入口の「有効幅員（80cm以上）」は、車いす使用者が通過できる寸法です。

②便房における「十分な床面積の確保」とは、車いすで使用可能なゆとりのある広さのものとします。

③「操作が容易な水栓器具」とは、自動水栓式、レバーハンドル式などとなります。

④「段を設ける場合」とは、屋内は1cm、屋外は2cmを超える段差を設ける場合とします。

⑤「点状ブロック等の敷設」とは、傾斜路の起終点には、注意喚起として点状ブロックを敷設します。

⑥「つえ，車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶた」とは、側溝、排水柵・横断側溝などを設置する場合には、手掛け部分の切り掛けが狭くなっているコンクリートぶたや細目グレーチングなどを使用することとします。

手すりの設置	適 ・ 否
勾配（1 / 12以下、高低差が16cm以下の場合は1 / 8以下）	勾配
踊場の設置（高低差が75cmを超える場合にあっては、75cm以内ごとに踏幅150cm以上のもの）	適 ・ 否 踏 幅 (            cm)
滑りにくい材料による仕上げ	適 ・ 否
立ち上がりの設置（高低差が10cmを超える場合にあっては、高さ10cm以上）	適 ・ 否
傾斜路とその踊場及び敷地内の通路との識別のしやすさ	適 ・ 否

- ① 6. 利用する者の意見を聴くための措置（設計段階の取組実績又は工事施工中若しくは完成後の取組予定を記載すること。）※この項目は、必ず記入してください。

①「**利用する者の意見を聴くための措置**」とは、条例第16条においては、施設を利用する者の意見を聴くよう努めなければならないとしています。

「意見を聴く」とは、次のような方法が考えられます。

- (1) 計画段階でのワークショップによる意見聴取
- (2) 施設利用者へのアンケート調査の実施
- (3) 定期的に利用者等による点検の実施
- (4) 施設利用者からの御意見箱の設置
- (5) 施設のホームページを活用した意見聴取